

議第33号

証明書の交付等に関する事務の委託の廃止について

証明書の交付等に関する事務の委託を廃止したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議決を求める。

令和6年3月1日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

戸籍証明書等の広域交付制度の開始等に伴い、高山市と飛騨市、下呂市及び白川村との間の証明書の交付等に関する事務の委託を廃止しようとする。

証明書の交付等に関する事務の委託についての規約を廃止する規約

証明書の交付等に関する事務の委託についての規約（平成13年高山市告示第54号）は、廃止する。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。